

令和2年(2020年)12月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和2年12月8日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和2年12月8日(火)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	脇 俊 明	総 務 課 長	上 野 和 彦
財 政 課 長	水 谷 法 夫	危 機 管 理 課 長	岩 見 建 志
企 画 課 長	上ノ坊 健 二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福 祉 保 健 課 長	宮 地 浩
環 境 管 理 課 長	玉 本 真 也	農 林 水 産 課 長	宮 本 忠 宜
商 工 観 光 課 長	玉 津 裕 一	建 設 課 長	宮 原 俊 也
水 道 課 長	中 村 吉 伸	海 山 総 合 支 所 長	植 地 俊 文
教 育 長	中 井 克 佳	学 校 教 育 課 長	世 古 基 樹
生 涯 学 習 課 長	井 土 誠	監 査 委 員	松 永 剛

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	上 野 隆 志	書 記	佐々木 猛
書 記	久 保 有 謙	書 記	家 倉 義 光

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

14番 東 清剛

15番 平野隆久

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付しておりますのでご了承ください。

今期定例会において新型コロナウイルスの感染予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用を許可することとし、休憩時には議場の換気を行いますのでご了解ください。

傍聴者においても同様のご協力をお願いいたします。

また、今期定例会において、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影を許可することといたします。

これより会期の日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程表及び議事日程表を朗読させていただきます。

令和2年12月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、12月8日、火曜日、9時30分、本会議、開会。人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、12月9日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、12月10日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、12月11日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、12月12日、土曜日、休日。

第6日、12月13日、日曜日、休日。

第7日、12月14日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、12月15日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、12月16日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、12月17日、木曜日、休会。予備日。

第11日、12月18日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和2年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年12月8日（火曜日）9時30分開議

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第77号 | 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第6 議案第78号 | 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第7 議案第79号 | 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 |
| 第8 議案第80号 | 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例 |
| 第9 議案第81号 | 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第5号） |
| 第10 議案第82号 | 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第11 議案第83号 | 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 第12 議案第84号 | 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第13 議案第85号 | 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。 |
- 以上でございます。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 東 清剛君

15番 平野隆久君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月8日から12月18日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月8日から12月18日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3

瀧本攻議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る12月1日に議会運営委員会が開催され、12月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会に際して提出されました受理案件は、人事案件2件、条例制定及び改正案件が2件、補正予算案件が5件、計9件であります。

また、陳情1件を受理しておりますが、町外の方からのものでありますので、議員の棚に配付しております。

なお、一般会計補正予算中、人件費の部分については、昨年と同様、総務産業常任委員会での審査となります。

次に、一般質問についてであります。11月24日から30日までの提出期間内に9名の議員の方から通告が提出されました。日程については、15日火曜日5人、16日水曜日4人ということで、2日間で運営させていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査については、普通会計及び水道事業会計の令和2年度10月分について、同条第3項の規定により監査委員会から報告を受けておりますので、報告書は議員の控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、一部事務組合の議会の開催であります。三重紀北消防組合議会は12月23日水曜日午前10時から開催、紀北広域連合議会は同日午後1時30分からの開催を予定しております。

また、荷坂やすらぎ苑組合議会は12月24日木曜日午前10時からの開催の予定であります。組合議会等の議員におきましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ中井教育長、松永監査委員、そのほか関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、常任委員会の開催であります。9日、10日、2日間で常任委員会を開催を予定しておりますので、開催については委員長において調整していただくよう、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

(「議長、15番、議事進行」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

15番、平野隆久君。

15番 平野隆久議員

すみません。先ほどの中で、町外です。陳情書は、町外です。棚入れさせてもうてますというふうに言われたと思うんですけども、要望書は棚に入ったんですけども、陳情書がほかに入っていたのか、それとも今言われたのが陳情書じゃなくで要望書なのか、その点について議長の答弁を求めます。

陳情書と言われたと思うんですけども。

(「入っていました」と呼ぶ者あり)

15番 平野隆久議員

あった、分かりました。棚にあったね。

瀧本攻議長

陳情書で入れてあると思うんで、またご確認のほどよろしく願いいたします。

日程第4

瀧本攻議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

地域おこし協力隊についてでございます。

人口減少や高齢化が進む本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図るとともに、地域力の維持、強化に資する事業を展開することは重要でございます。このことから地域おこし協力隊員を活用しておりますことは、皆様、既にご承知のことと思います。

現在、5月1日から、地域おこし協力隊の「きほくと都市部のつながりづくり」担当として、豊川真規子氏にご活躍をいただいておりますが、12月1日に「清流銚子川のブランド力UP」担当として、西川みさ枝氏を新たに採用いたしましたので、ご報告を申し上げます。

お二人には、これまでの経験を生かし、新たな紀北町の魅力を見いだしていただき、紀北町の発展に寄与していただくとともに、さらに生涯にわたり紀北町に住み、定住いただければと考えております。

議員の皆様方におかれましても、ご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、1件ご報告いたしまして、本日の議会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

瀧本攻議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5及び日程第6

瀧本攻議長

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第5及び日程第6の2件については、人事案件でありますため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件2件につきましては、委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定いたします。

お諮りいたします。

日程第5及び日程第6の2件については、提案者から提案説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件2件については、一括して提案説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第77号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町公平委員会委員の河内124番地5、直江健一氏が、本年12月9日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成28年12月から公平委員会委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、同委員として、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第78号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。紀北町教育委員会委員の西村真紀氏が、本年12月9日をもって任期満了により退任されますので、後任として、東長島287番地4、佐野満智氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

西村真紀氏におかれましては、平成27年8月に教育委員会委員に就任され、同委員として多大なご尽力を賜ってきたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

後任の佐野満智氏におかれましても、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有することから、適任であると判断したものであります。

人事案件は以上2件であります。審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

瀧本攻議長

以上で議案の提案説明を終わります。

日程第5

日程第5 議案第77号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで質疑を終了いたします。

続いて、討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第77号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6

次に、日程第6 議案第78号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6 議案第78号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、
原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

瀧本攻議長

お諮りいたします。

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

議長、先ほど、1つ目、77号議案で、討論のときに反対、賛成言わなかったんですね。討論ありませんかと言ったんで私は討論ないと言ったんですけれども、次のときには賛成討論か反対討論と言いました。どちらのほうでこれから進めるんですか。どちら、討論のときにはどうしようなどっちのほうで進めるか、ちょっとご返答を。

瀧本攻議長

討論については、まず反対討論からして、それで反対討論の次に賛成討論、それでまた反対討論、賛成討論はなかった場合がまた反対討論というふうになります。

12番 入江康仁議員

議長、だからそれを最初のときは反対討論、賛成討論なかったから、どのように、次はこれ同じ人事案件でしょう。そのとき、第77号ですか、議案で反対討論、賛成討論言わなかつ

たから、私は言っとるんですよ。それで進めるのか、第78号のときは今言われた、反対討論から始まって賛成討論。それは順々で私は今までは分かっていたから、今回あなたこれを77号と78号の同じ人事案件で討論のときの反対討論、賛成討論言わなかったことに私は議長に問うとるわけですね。どちらが正しいかと、どうかということです。

瀧本攻議長

正しいのは、78号のところが正しい。

12番 入江康仁議員

だったら、あなたが訂正してください。それで、自分の言うところ、はい。

瀧本攻議長

分かりました。

77号については、それを訂正して議事録に加えたいと思います。

それでよろしいですか。

77号でしょう。反対討論と賛成討論を追加したいと思いますので。

(「議長、議事進行ですみません」と呼ぶ者あり)

12番 入江康仁議員

だから、議長が77号で間違っていたんやったら、私の勘違いでしたと一言で済むんですよ。どっちかに。

瀧本攻議長

だから、今、私が言いましたように、私が間違っておりました。77号については。反対討論です。

12番 入江康仁議員

78号、今後これでいいか。

瀧本攻議長

はい。

どうも失礼いたしました。

日程第7～日程第13

瀧本攻議長

お諮りいたします。

日程第7 議案第79号から日程第13 議案第85号までの7件については、提案者から提案理由並びに内容の説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議案7件につきましては、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第79号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例であります。公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町村議会議員及び町村長選挙においても選挙公営の対象を拡大することから、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第80号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例であります。紀北町立海野小学校を廃校することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第81号 令和2年度紀北町一般会計補正予算(第5号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,749万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億3,480万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第82号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,772万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第83号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,134万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第84号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,057万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第85号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的支出につきましては、29万2,000円を減額し、総額を3億9,479万1,000円に、資本的支出につきましては、1,000円を増額し、総額を3億1,764万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、7件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

尾上壽一町長

議長、訂正をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

失礼します。議案第82号のところで、読み間違いがあったように思います。22億3,772万2,000円が正解でございますので、ご訂正をお願い申し上げます。

瀧本攻議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第79号の説明を求めます。

上野総務課長。

上野和彦総務課長

おはようございます。

それでは、議案第79号についてご説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

議案第79号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条

例

紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町村議会議員及び町村長選挙においても選挙公営の対象を拡大することから、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

本年6月12日に公布されました公職選挙法の一部改正では、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙費用の公費負担の対象の拡大及び町村議会議員選挙においては、これまで認められていなかったビラ頒布の解禁と供託金制度の導入が行われ、12月12日から施行されることになっております。

これらのうち、選挙費用の公費負担の対象の拡大につきましては、条例で定めることにより町議会議員選挙及び町長選挙においても、選挙運動用の自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成を公費負担の対象とするとされたことから、今回本条例を新たに制定しようとするものであります。

それでは、今回制定する条例の内容について説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

本条例は、本則全12条と附則で構成されています。

第1条では、本条例の制定趣旨が規定され、公職選挙法に基づき、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用のビラ、選挙運動用のポスター、それぞれの公費負担に関し、必要な事項を本条例で定めるとしてあります。

第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用の公費負担に関する定めとなっております。

まず、第2条では、選挙運動用自動車について、1日当たり6万4,500円を上限に、立候補の届出のあった日から選挙期日の前日までの範囲において、無料で使用できると定めています。また、無投票の場合は、これを届出日1日とし、供託金が没収とならない場合に限り、公費負担の対象とすることを定めています。

第3条では、使用する選挙運動用自動車を公費負担の対象とするには、候補者が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約を締結するか、または、これ以外のその他の者との車両

借上げや燃料の購入、運転手の雇用などについて有償契約を締結し、これを選挙管理委員会に届け出なければならないことを定めています。

第4条では、この有償契約について、使用する選挙運動用自動車の契約内容により公費負担額を定め、その契約相手方からの請求に基づき、公費負担の対象となる金額を支払うことを定めています。

7ページをお願いいたします。

この公費負担額については、第4条第1項第1号では、ハイヤー契約などの一般運送契約の場合には、1日当たり1台に限り6万4,500円を上限とするとしています。

次の第2号では、第1号の一般運送契約以外の契約の場合として、アの選挙運動用自動車の借上契約の場合には、1日当たり1台に限り1万5,800円を上限とし、イの燃料供給に関する契約の場合には、1日当たり7,560円を上限に支払うとし、一般運送契約と契約が重なる期間がある場合は、その契約期間は除かれるとしています。

ウの運転手の雇用に関する契約の場合には、1日当たり1人に限り1万2,500円を上限としています。

第5条では、使用する選挙運動用自動車の契約として、同じ日に第4条第1号の一般運送契約と第2号の一般運送契約以外の契約のいずれもが締結されている場合には、候補者が指定するどちらかの契約を指定して適用することを定めています。

次に、第6条から第8条は、選挙運動用ビラ作成の公費負担に関する定めとなっております。

まず、第6条では、選挙運動用のビラの作成を定められた範囲において無料で作成できるとし、また、供託金が没収とならない場合に限り、公費負担の対象とすることを定めています。

第7条では、選挙運動用のビラの作成について公費負担を受けるには、ビラ作成業者と有償契約を締結し、これを選挙管理委員会に届け出なければならないことを定めています。

第8条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続を定めており、ビラ作成業者との契約に基づき、1枚当たり7円51銭を上限に、町長選挙の場合には5,000枚、町議会議員選挙の場合は1,600枚の法定枚数の範囲内で公費負担の対象とするとし、供託金が没収とならない場合に限り、ビラ作成業者の請求に基づき公費負担の対象となる金額を支払うことを定めています。

次に、第9条から第11条は、選挙運動用ポスターの公費負担に関する定めとなっております。

まず、第9条では、選挙運動用ポスターの作成を定められた範囲において無料で作成できるとし、また、供託金が没収とならない場合に限り、公費負担の対象とすることを定めています。

第10条では、選挙運動用ポスターの作成について公費負担を受けるには、ポスター作成業者と有償契約を締結し、これを選挙管理委員会に届け出なければならないことを定めています。

9ページをお願いいたします。

第11条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額及び支払手続について定めており、第10条の有償契約のうち、選挙運動用ポスター1枚当たり525円6銭にポスター掲示場の数を掛け合わせ、これに31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で割り返したものを1枚当たりの単価とし、この単価を上限にポスター掲示場の数の範囲で公費負担の対象とすることを定めています。

紀北町の場合では、掲示場が100か所ありますので、1枚当たりの単価の上限は3,631円となります。

また、供託金が没収とならない場合に限り、ポスター作成業者からの請求に基づき公費負担の対象とする金額を支払うことを定めています。

第12条では、本条例の施行に関しては、選挙管理委員会に委任することを定めております。

続きまして、本条例の適用につきましては、附則により公布の日以降に告示される選挙から適用されるとなっております。

議案第79条の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第80号の説明を求めます。

世古学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

おはようございます。

それでは、議案第80号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書10ページをお願いします

議案第80号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例

紀北町立小学校設置条例（平成17年紀北町条例第155号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町立海野小学校を廃校することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためです。

なお、海野小学校は令和3年3月31日をもって廃校することに伴い、提案するものがございます。

11ページをお願いします。

11ページは改正文であります。

紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例

紀北町立小学校設置条例（平成17年紀北町条例155号）の一部を次のように改正する。

別表海野小学校の項を削る。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

12ページをお願いします。

紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表になります。右が旧条例、左が新条例になります。

条例別表中、旧条例の「海野小学校」の項を削るものがございます。

なお、この条例につきましては、令和3年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第81号の説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

おはようございます。

それでは、議案第81号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和2年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

令和2年度紀北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,749万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億3,480万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費でございます。

農林水産業費で1件、教育費で2件、合計3件、3億1,426万4,000円を令和3年度に繰越ししようとするものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表 地方債補正であります。限度額を過疎対策事業債は490万円減額し4億2,150万円に、臨時財政対策債は、発行可能額の決定により1,060万2,000円を減額し、1億8,639万8,000円に変更しようとするものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書で歳入から説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第9款、第1項、第1目ともに地方交付税2億9,478万9,000円の増額は、普通交付税の交付額の決定によるものでございます。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金51万4,000円の増額は、障害者自立支援に係る報酬改定によるシステム改修のための負担金を計上するものでございます。

第2項・国庫補助金、第3目・衛生費補助金1,251万3,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンが開発され接種できるようになった場合に、即座に対応するためのシステム改修

費などの補助金を計上するものでございます。

10ページをご覧ください。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金2億7,865万6,000円の減額は、繰入金の一部を財政調整基金に戻入れするものでございます。

第19款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入2億4,519万6,000円の増額は、町民センターの全部解体及び海山総合支所の補償金が4億4,820万7,826円で確定したことによる2億3,835万2,000円の増額と、紀北広域連合負担金の前年度精算金684万4,000円を計上するものでございます。

第20款及び第1項ともに町債、第7目・消防債490万円の減額は、資機材搬送車購入に係る地方債の借入れを三重紀北消防組合で行うことになったことによるものでございます。第10目・臨時財政対策債1,060万2,000円の減額は、発行可能額の決定によるものでございます。

11ページをご覧ください。

第21款、第1項、第1目ともに法人事業税交付金864万1,000円の増額は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人町民税法人税割の減収分の交付金を新たに計上するものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

12ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費11万9,000円を減額し、1億146万5,000円とするものでございますが、期末手当の支給率の引下げや共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査によるものでございます。

なお、職員人件費の補正による増減内容につきましては、他の科目におきましても、期末手当の支給率の引下げ及び人事異動による組替えや共済組合負担率の確定などによる人件費の精査と、会計年度任用職員につきましては人事異動などによる精査でございますので、詳細は最後の給与費明細書で説明させていただきます。

13ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は238万8,000円を減額し、5億7,664万9,000円とするものでありますが、特別職や職員、会計年度任用職員の人件費の精査によるものでございます。

14ページをご覧ください。

第3目・財政管理費は19万3,000円を増額し、464万5,000円とするものでありますが、財務会計システム等のバックアップ媒体の変更によるシステム改修費でございます。

第5目・財産管理費は2億2,503万7,000円を増額し、7億8,508万7,000円とするものでありますが、町有財産管理事業131万2,000円の増額は地域振興会館の消防設備の修繕費、基金管理事業2億2,372万5,000円の増額は、町民センター等移転補償金の余剰金を庁舎等改築及び改修基金に積み立てるための積立金でございます。

第7目・支所及び出張所費は102万9,000円を増額し、3,788万4,000円とするものでありますが、会計年度任用職員人件費の精査と、海山総合支所管理事業122万7,000円の増額は消防設備の修繕費でございます。

15ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は225万2,000円を増額し、8,264万4,000円とするものでありますが、職員人件費及び会計年度任用職員人件費の精査と、税務一般事務事業245万6,000円の増額は法改正によるシステム改修費でございます。

16ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は815万5,000円を増額し、8,103万4,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

17ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は44万9,000円を増額し、922万9,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

18ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は65万8,000円を増額し、8億3,873万8,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるもののほか、国民健康保険事業特別会計繰出金23万7,000円の増額は職員給与費の精査に伴う増額、紀北広域連合運営事業142万5,000円の減額は人件費の減額などによるものでございます。

瀧本攻議長

課長。まだ大分あるか。大分あるんか。

水谷法夫財政課長

まだ、はい。

瀧本攻議長

ここで、途中ですけれども、暫時休憩いたします。

10時35分まで休憩といたします。

(午前 10時 19分)

瀧本攻議長

それでは、会議を再開いたします。

(午前 10時 35分)

瀧本攻議長

水谷財政課長、続いてよろしくお願ひいたします。

水谷法夫財政課長

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

18ページの第3目から説明を再開させていただきます。

第3目・身体障害者福祉費は118万3,000円を増額し、5億5,614万6,000円とするものでありますが、報酬改定に伴うシステム改修費でございます。

第4目・国民年金事務費は901万5,000円を減額し、1,460万円とするものでありますが、職員人件費の精査と法改正によるシステム改修費でございます。

20ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は247万2,000円を増額し、5億4,546万9,000円とするものでありますが、会計年度任用職員人件費の精査と地域支援事業161万9,000円の増額は前年度の返還金、後期高齢者医療特別会計繰出金82万9,000円の増額は職員給与費の精査と法改正によるシステム改修費でございます。

第2目・養護老人ホーム費は690万円を減額し、1億350万1,000円とするものでありますが、職員人件費及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

22ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は64万2,000円を増額し、3,606万2,000円

とするものでありますが、前年度の返還金でございます。

第2目・保育所費は135万1,000円を増額し、4億7,434万5,000円とするものでありますが、前年度の返還金でございます。

23ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費1,101万2,000円を増額し、1億8,162万2,000円とするものでありますが、地域保健事業及び環境管理関係の職員人件費と会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・予防費1,302万2,000円を増額し、8,135万9,000円とするものでありますが、予防接種事業1,251万3,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンが開発され接種できるようになった場合に、即座に対応するためのシステム改修費など、母子保健事業22万9,000円と未熟児養育医療給付事業28万円の増額は、前年度の返還金でございます。

24ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は791万5,000円を減額し、1億6,782万7,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

25ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は61万2,000円を減額し、732万4,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・農業総務費は26万6,000円を増額し、4,753万4,000円とするものでありますが、職員人件費及び会計年度任用職員人件費の精査によるものでございます。

第5目・農地費は163万6,000円を増額し、7,474万7,000円とするものでありますが、農業用施設の修繕費でございます。

26ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は36万9,000円を減額し、4,046万4,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第4目・町有林造成費は2万5,000円を増額し、5,898万8,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

27ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は56万6,000円を増額し、2,201万2,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

28ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は112万2,000円を増額し、3億7,514万5,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

29ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は72万2,000円を増額し、9,934万3,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

30ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は2,000円を増額し、720万2,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

31ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は2万3,000円を減額し、653万2,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

32ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は400万円を増額し、4,084万1,000円とするものでありますが、町営住宅の修繕費でございます。

33ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は1,919万8,000円を減額し、4億7,296万8,000円とするものでありますが、三重紀北消防組合の前年度繰越金の計上と、職員人件費の精査などによる組合負担金の減額によるものでございます。

34ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は28万6,000円を減額し、9,672万7,000円とするものでありますが、特別職や職員、会計年度任用職員の人件費の精査によるものでございます。

35ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は235万7,000円を増額し、1億7,609万6,000円とするものでありますが、介助教員の確定によるものでございます。

36ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は164万7,000円を減額し、6,442万4,000円とするものでありますが、会計年度任用職員人件費の精査と、中学校管理運営事業66万円の増額は潮南中学校の消毒委託費、特別支援学級生徒介助教員設置事業235万7,000円の減額は介助教員の確定によるものでございます。

37ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は33万7,000円を減額し、6,256万9,000円とするものがありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

38ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は5,794万6,000円を増額し、2億6,898万8,000円とするものでありますが、職員人件費及び会計年度任用職員人件費の精査と、社会教育施設長寿命化事業5,042万1,000円の増額は、老人福祉センターを長寿命化するための改修工事費などでございます。

39ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は5万8,000円を減額し、1億7,167万8,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

40ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金61万5,000円を増額し、13億3,332万3,000円とするものでありますが、長期債借入金償還金の利率見直しに伴う元金償還額の増額によるものでございます。

第2目・利子は167万4,000円を増額し、4,987万2,000円とするものでありますが、長期債借入金の利率見直し及び令和元年度起債の借入額の決定によるものでございます。

41ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、42ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は130億3,369万7,000円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分1,550万2,000円の減額により19億269万8,000円となり、当該年度中の元金償還見込額については、今回の61万5,000円の増額により13億3,332万3,000円となることから、当該年度末現在高見込額は136億307万2,000円となる見込みでございます。

43ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、長等で、町長、副町長、教育長が、新型コロナウイルス感染症拡大による住民生活、地域経済への厳しい影響を鑑み、今年度の期末手当の支給率を0.79月引き下げ、期末手当を159万円の減額、共済費は実績見込みにより26万9,000円を減額、合計で185万9,000円減額し、補正後の総額といたしましては1億4,336万円となります。

2の一般職につきましては、職員分から説明をさせていただきます。

45ページをご覧ください。

職員数は3名減の172名、再任用職員は5名分で、給料971万5,000円、職員手当511万8,000円、共済費129万4,000円の減額により、合計は1,612万7,000円の減額となり、補正後の総額としましては12億2,709万7,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、46ページをご覧ください。

職員数は1名増の187名、報酬45万5,000円の増額、職員手当48万5,000円の減額、共済費41万1,000円の増額により、合計は38万1,000円の減額となり、補正後の総額としましては4億6,073万8,000円となります。

戻りますが、44ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計額は1,574万6,000円を減額し、16億8,783万5,000円となります。

46ページをご覧ください。ごめんなさい、47ページをご覧ください。

増減額の明細でございますが、給料971万5,000円の減額は、職員の退職及び人事異動等によるものでございます。職員手当560万3,000円の減額は、期末手当の支給月数を0.05月引き下げたことから給与改定による減額が294万8,000円、職員の退職及び人事異動などによる減額が792万7,000円、新型コロナウイルス対応による時間外勤務手当などの増額が527万2,000円でございます。

48ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載をしたものでございます。

以上で議案第81号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第82号及び83号の説明を求めます。

上村住民課長。

上村毅住民課長

それでは、議案第82号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,772万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入から説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金23万7,000円の増額は、給与改定や職員共済組合負担率の確定など、職員の人件費の精査に伴い一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費23万7,000円の増額は、歳入で説明させていただきましたとおり、職員の人件費の精査によるものでございます。

以上で議案第82号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の説明を終わります。

上村毅住民課長

続きまして、議案第83号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和2年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,134万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入からご説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・事務費繰入金82万9,000円の増額は、給与改定や共済組合負担率の確定などに伴う職員人件費の精査と、法改正に伴う後期高齢者システム改修費分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費82万9,000円の増額につきましては、歳入で説明させていただきましたとおり、職員人件費の精査により21万4,000円の減額と、法改正に伴う後期高齢者システム改修費104万3,000円を増額させていただくものでございます。

以上で議案第83号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第84号の説明を求めます。

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

それでは、議案第84号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,057万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

それでは、歳入予算から説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は151万5,000円を増額し、1,332万7,000円とするものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は151万5,000円を増額して、1億7,656万9,000円とするものであります。人事異動及び人事院勧告等による職員人件費の精査による159万1,000円の増額と、会計年度任用職員人件費の精査による7万6,000円の減額によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第85号の説明を求めます。

中村水道課長。

中村吉伸水道課長

それでは、議案第85号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度紀北町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）でございますが、第2条 令和2年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款・水道事業費用の既決予定額3億9,508万3,000円から補正予定額29万2,000円を減額し、計を3億9,479万1,000円に、第1項・営業費用の既決予定額3億6,307万9,000円から補正予定額29万2,000円を減額し、計を3億6,278万7,000円に補正するものでございます。

次に、（資本的支出）でございますが、第3条 予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,693万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額954万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,347万1,000円、建設改良積立金2,391万7,000円で補填するものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款・資本的支出の既決予定額3億1,764万7,000円に補正予定額1,000円を増額し、計を3億1,764万8,000円に、第1項・建設改良費の既決予定額1億8,229万円に補正予定額1,000円を増額し、計を1億8,229万1,000円に補正するものでございます。

次に、（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）でございますが、第4条 予算第8条中（1）職員給与費「8,162万8,000円」を「8,133万円」に改める。

令和2年12月8日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、実施計画に基づき収益的支出から説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第3目・総係費は29万2,000円を減額し、1億267万4,000円とするものでございます。内容としまして、人事異動、期末手当の支給率の減額及び共済組合負担率の確定などによる職員人件費29万2,000円の減額によるものであります。

続きまして、資本的支出でございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費は1,000円を増額し、1億6,217万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、期末手当の支給率の減額及び共済組合負担率の確定による職員人件費1,000円を増額によるものであります。

以上で議案第85号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

以上で提案理由及び内容説明を終わります。

これから、各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分できますので、申し合せ事項にもありますとおり、自分が所属する委員会に付託される案件については、質疑は委員会で行っていただきたいと思っております。

議事運営にご配慮をお願いいたします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第7

瀧本攻議長

日程第7 議案第79号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

田島明良君。

2番 田島明良議員

この議案書7ページなんですけれども、ウの運転手の雇用に関する契約のところの部分で、当該報酬の額が1万2,500円ということなんですけれども、いわゆる車上運動員と、車上運動員の最高額が1万5,000円だと伺っておりますけれども、車上運動員の一人がこの運転手に変更というか、変わることができるのかどうか、お伺いします。

差額は、何というのかな、候補者が支払うと、それでよろしかったですか。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

この第4条のウの運転手でございますが、車上運動員は該当しないということでお聞きしております。専ら運転業務に従事するものということですので、この場合、通常1万円の日当と、それから時間外勤務など特別な部分で最大1.5倍まで支給することができるというふうにはお聞きしております。最大1.5倍ですので、その中で1万2,500円までが公費対象、公費負担の対象となるということでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

2つ目に入らせてもらいます。

次の8ページから9ページにかけてなんですけれども、選挙運動用ビラとポスターの単価が書いてありますけれども、これは国で決められた金額なのか、それとも紀北町独自の金額なのか、印刷会社、日本全国いろいろあると思うんですけれども、それに見合った額なのかお伺いいたします。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

こちらのビラの単価及びポスターの作成費用につきましては、公職選挙法で定められ、今回の改正ではなくて、公職選挙法で定められた単価を用いて条例に計上させていただいております。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

最後になりますけれども、これは、この議案は選挙運動の公費負担ということなんですけれども、供託金のこと、公職選挙法のほうに供託金のこともうたっていると思うんですけれども、この供託金のごことは今回は外されたわけですか。お伺いいたします。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

供託金につきましては、公職選挙法の中でうたわれておりまして、条例で定める必要のないものでございます。ちなみに、町議会議員の場合は15万円の供託金ということでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方ございませんか。

柴田洋巳。

3番 柴田洋巳議員

先ほど総務課長から説明があつて細かいこと言われましたけれども、とにかく選挙に立候

補する人が、する場合、車とかポスターの印刷代とかそういうのを補助すると、そういうことだというふうに私理解したんですけれども、例えばこれは法律なり条例なりの目的を聞きたいことと、それから、その法律とか条例に、主義主張というかそれで賛同できない人は、これは辞退していいのかどうか。まずその2点をお聞きします。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

まず、目的でございますが、これは選挙の、地方の選挙において立候補する者、特に議会で立候補者が減っているということが社会問題化しつつあるということ踏まえ、選挙の立候補する環境を整えるということが目的で今回導入されたというふうにお聞きしております。

それから、この条例を定めることによって、選挙の公費負担を受けるか受けないかは、候補者の判断ということでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

よく分かりました。ただ、選挙に立候補するしないの主な原因は、金の問題もあると思うんですけれども、それ以外にやっぱり金の問題と言えば毎月の手当とか、そちらのほうが経済的な負担が軽いかとか重いかということ、決して選挙に係る費用が、選挙に金がかかるとかそういうことではないように私は理解しています。

そういうことで、自分のことを言っただけなんですけれども、やっぱり紀北町独自のやっぱり選挙に対する考え方、それを全国に広めてもいいんじゃないかとそういうふうに思っています。というのは、よく選挙では自転車で回るとか、あるいはそういう選挙に金がかからない方法とか、それから選挙に訴える方法もいろいろあると思うんですね。車社会ではありませんけれども、車で、全て車で選挙を戦うとそういうのがいかなものかなと、そういうことをやっぱり国のほうにちょっと言っておいたらいいんじゃないですかと思って。私の意見ですけれども、いかがですか。この時期、車で選挙をやるということに対していかなものかなと、そういうことです。

瀧本攻議長

尾上町長、答える。

町長、お願いします。

尾上壽一町長

これはそれぞれの考え方なんで、それぞれの方が出る理由も、いろいろな理由もあると思いますし、それはそれぞれで判断していただくということになるかと思います。我々は、法が改正されたことに基づく条例改正とご理解いただきたいと思います。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

もう一遍確認ですけれども、今、町長がおっしゃったように、候補者それぞれの考え方で補助金を受け取ると、そういうことでいいんですね、受け取る、受け取らない。これまで、はがきに関しては、本当に私初めて選挙に出てありがたいなと思っていました。僕は、それで十分だと思っているんで、今回の条例に関して、条例なり法律に関して私は受け取らないつもりでいるんで、もう一遍その辺確認をしておきたいと思います。

瀧本攻議長

先ほど答弁されたんですけれどもな。

3番 柴田洋巳議員

もう一遍。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

選挙制度につきましては、公職選挙法という法律の中で定められ、また、町の選挙管理委員会今回こういうのを制定するというのを決定いただいて、定めさせていただいております。この制度の中で、法に触れない限り、これを利用する、利用しないは候補者の判断ということになります。

以上です。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方。

先、近澤チヅルさんのほうが早かったもので。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

すみません。先ほどの課長の説明、皆さんの質疑も続いているんですけども、6月12日に法律が改定されて、12月12日から、半年後に施行されるということで、早く、今回提案されたんですけども、今回の法律の改定により、必ずこの条例をつくらなければならないのかどうか。そういう中身に対しては各議員の自由というのを先程の質疑の中で分かったんですけども、その前に至るこの条例というのは、みんな法律の改正によって全部の町村で必ず条例化せん、しなくてはならないものであるのかどうか、お伺いします。

そして、今回、紀北町議会議員及び町長選挙、紀北町議会議員及び紀北町町長の選挙、法律はこのように町議が先来て、町長が後に来て、そういう法律に変わったんですけども、町長は、自分をご存知で今回提案されたと思うんですけども、私たち議員は、この議案見て初めて知ったんですね。本来は私、全協とかそういうもので議員に詳しく説明されて提案される、先ほど選挙管理委員会の中で決まったのでとかいう説明もございましたが、そういうもので議員軽視、私は議会軽視につながるような提案じゃないのかなと思いますけれども、そここのところの町長の考えもお伺いします。

瀧本攻議長

誰がいいですか。総務課長、町長、どちらですか。

11番 近澤チヅル議員

両方。

瀧本攻議長

まず、総務課長。上野総務課長。

上野和彦総務課長

今回の条例制定は、あくまでも任意でございますが、やはり選挙の環境を整えると、立候補者の立候補しやすい環境を整えるというような趣旨から選挙管理委員会で、9月の選挙管理委員会で協議いただき、説明させていただき了解をいただいた上で、今回条例の計上ということでございます。

それと、議会にご説明という点では、ご説明できなかつた、しなかつたというのはですが、選挙制度の問題でございますので、客観的に対応させていただいたということでございます。

以上です。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私にも同じような質問ではございますけれども、これは法改正に基づくことで、これを自分がやるかやらないか、今、前者議員おっしゃったんですけれども、これまで皆さんの選挙までには十分時間ありますので、それ紐解いて、自分で判断していただきたいと思います。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

そういうお答えでした。

それでは、先ほども供託金のことについて、これ選挙法で今度のこの法改正は供託金、公費負担と供託金がセットやと思うんですけれども、条例ではいらないということで今回なかったわけなんですけれども、供託金制度というのは、選挙法でどういう目的で導入されているのか。町長は、町長選の中で供託金今までありましたよね。だけど議員のほうは、全国一律で1万5,000円、15万円の負担が新たにスタートすることになりますので、全国的な供託金制度はどのような目的であるのかということと、紀北町では今までなかったのは、その法に基づいていなかったのだとは思いますが、改めてお聞きいたします。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

供託金制度につきましては、法律に定められて、条例の委任がされておきませんので、今回の12月12日の施行によって供託金制度はスタートいたします。

それから、この供託金が必要な理由といたしましては、選挙制度に公費が負担されて、選挙に当選する意思がないのに立候補したり、あるいは売名行為的な立候補、このような者による乱立を防ぐというようなことが目的だというふうにお聞きしております。

いいですね、以上でございます。

瀧本攻議長

もう3回したんですから。

(「3回目です」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

そのところは間違いないです。初めですね、3回目が間違いないと言ったんです、この

条例が改善、選挙に立候補する人がしやすくなるためにこういうことがなった、法律のことなんですけれども、紀北町でそう判断して。同じなんです、同時に導入される供託金制度というのが、先ほど課長が答えられました乱立を防ぐため、少ないのに上げるのと、乱立を防ぐために同時に、今回、国のほうもそうなんですけれども、そここのところを。そして、最大70万円なんですけれども、全部一般会計で、町の一般会計からの支出は増えます。そこら辺のところも含めて、どのように判断されたのかお伺いいたします。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

この供託金制度の導入につきましては、やはり公費負担とのセットという意味合いはあるとは思いますが、これは法律をつくられた、制定された方の考えでございますので、公職選挙法によって、今まで町村議会議員以外の方については既に供託金制度の導入が行われておりまして、今回町村議会にもそれが適用されるようになったということでございます。これは、法律をつくられる方の考え方が反映されたものと思われま。

また、1人当たり最大限この制度を利用して全て使った場合には、上限額までいっぱいを使うようなことがあれば、1人70万円程度の余負担になってまいりますけれども、恐らくこの全額を使うというのは、非常に現実的ではない数字ではございますけれども、一応理論上最大限利用できる金額として70万円程度を考えております。1人当たり70万円として、立候補する方が例えば20名おれば、1,400万円の費用がかかってくるということでございますけれども、これはやはりその費用を負担してでも整えたほうが良いという判断でございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

課長。一般財源か、その点の答弁。

上野和彦総務課長

すみません、答弁不足で申し訳ありません。

こちらにつきましては、地域の住民の方々から選ばれる議員、あるいは町長に対するものに対する負担でございますので、その地方で負担するということだと思います。特に、国、県からの支援があるというのは聞いてはおりません。

以上です。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方。

(「一般財源か聞いたかった」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

どうぞ。岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

すみません。今の近澤議員の質問と重なると思いますもので言うとなんですけども、私、国から出るんか、公費は、県か町と聞いたかっただけです。

以上です。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

すみません。答弁不足で申し訳ありません。

一般財源で全て対応するというところでございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第8

瀧本攻議長

日程第8 議案第80号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第9

瀧本攻議長

次に、日程第9 議案第81号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

なお、質疑は歳入歳出を一括して行います。質疑される方は、必ずページ数を述べられ質疑するようにお願いいたします。

それでは、質疑される方はありますか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

まず、歳入のほうからお伺いします。

10ページで、町民センターの移転補償費が2億3,835万2,000円ありますが、これは先ほど機能移転補償契約が確定され、4億1,409万2,000円ですか、確定されたということなんですけれども、当初予算では、歳入のところで町民センターの移転費を2億985万5,000円上げておられます。合計すると4億4,820万7,000円で、契約の金額と違う数字になっておりますが、こここのところの詳しい説明をお願いいたします。

瀧本攻議長

水谷法夫財政課長。

水谷法夫財政課長

契約の金額につきましては、この4億4,820万7,826円が契約の金額でございますので、違いはないかとは思っておりますが。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

答弁不足で、私、契約は間違い、この金額だと思うんですけども、当初予算の予算書の歳入の金額と、今回の合計をすると違うという質問させていただきました。これ、答弁不足

で、それがどのようになっているのかというのをお聞きしたんですけれども、答弁不足です。
1回目ですね、今、まだ。

瀧本攻議長

課長は4億何千万と答えていますので、それが近澤チヅル君の意見と合致していないので、当初予算のところをとりあえず水谷財政課長、答弁してください。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

当初予算につきましては、町民センターと海山総合支所を合計いたしまして2億985万5,000円を計上させていただいております。それと、今回の契約させていただきました、確定いたしました4億4,820万7,826円を差し引きいたしまして、2億3,835万2,000円増額いたしましたので、今回この補正額とさせていただいております。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

よく分かりました。余分な分が入っていて、今回は町民センターのだけを合計した金額ということですね。

それで、今回11月4日にこの契約がなされて、もう20日に前受金として3億円ですか入っているというお話ですが、県との交渉の中で、補正予算で認められていない部分も前受金としていただいている、それは交渉でそうなったんだと思いますけれども、その過程をちょっと説明願いたいと思います。

瀧本攻議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

この前受金につきましては、三重県と先ほどもご説明させていただきました11月4日に物件移転補償契約書の締結をさせていただいております。そちらの条文の中で、補償金の支払いという項目でございます。前払い金として3億1,374万円を県のほうが前払い金として支払いをいただくという条文がございますので、三重県はその条文によりまして、11月30日にこの前払い金を紀北町のほうに支払いをしていただいております。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

3回目になって、すみません。県のほうの予算が通らないと支払いはならないと思うんですけども、この補償費、県のほうではいつ決定されたのか、最後にお伺いします。

もう1点、先ほどちょっと忘れていましたので、11ページの法人事業税の交付金、新たに確定されたのかという説明でしたが、詳しい説明をお願いしたいのと、それに関連したのではないと思うんですけども、15ページの歳入のところでも、税金の電算事務委託料245万6,000円が計上されております。違う法改正だと思いますが、詳しい説明を最後にお伺いいたします。

瀧本攻議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

三重県の予算なんですが、時期の確認はしてございませんが、予算のほうは可決されていると三重県のほうからお伺いしております。

以上でございます。

瀧本攻議長

もう1点の。

(「税務課長に」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

直江税務課長。

直江仁税務課長

先ほどの質疑に関しまして、歳入のほう、ページ、11ページの法人事業税交付金について、財政課長のほうで新たにという話だったと思うんですけども、詳しい説明なんですけれども、こちらは地方、先ほども説明あったように、地方法人特別税というものが国のほうで平成20年に制度化されておりました、国の法人事業税の一部を分離して、特別地方法人譲与税という形で国が都道府県に財源を再配分して、地域間で財政力の格差があるのを縮小することを目的としておりました。それが、昨年9月30日をもって廃止されました。財政課長がちょっと説明あったんですけども、日にちのことは言っていませんでした。

それで、そのことによって、ちょっとごめんなさいね、市町村分の法人住民税の法人税割

の減収が予測されまして、その補填分としまして県のほうから交付金としていただくということになりまして、交付額については、市町村分の法人住民税の法人割、法人税割の引下げ相当分の2%分となります。その分が補填される予定となっております。

あと、交付時期については年3回ございまして、あと住民税の算出方法についてなんですけれども、それは紀北町の町の過去3年間の法人税割額の平均が基礎数値となっておりますので、額面的には先ほど言わせていただきました引下げ相当分に2%分の額に近い金額になろうかと思えます。

続きまして、歳出の15ページ、15ページの電算事務委託料245万6,000円、こちらは平成30年、令和元年で令和2年度税制改正がございまして、この令和2年分の確定申告における控除内容の変更により、申告で使用する支援システムの改修費でございます。

詳しくいいますと、改正よる変更点というのが、基礎控除ですね、基礎控除の額が10万円引上げになって、給与所得控除額の10万円が引下げになり、あと、ひとり親控除、昨年、今年度か、今年度の6月議会でお認めいただいておりますひとり親控除の新たな創設などの税額控除の変更内容となっております。ちょっと分かりにくいと思うんですけれども、例えば基礎控除の話を見せてもらいますと、10万円引上げになりましたもので、所得税においては38万円基礎控除、申告の際に基礎控除、年末調整とかでも基礎控除38万円なんですけれども、それが、10万増えまして48万円と。住民税においては33万円なんですけれども、それが10万円増えまして43万円に、控除額が10万円多くなっております。それであと給与所得控除のほうは、逆に10万円下がっております。ですもので、差し引きしますと変わらないような形になっております。

それで、あとこの申告によって、控除額等の変更によりまして、給与の収入が850万円を超える高額所得者なんですけれども、そういう方に関してはちょっと増税になろうかという、国とも話はしておるところを聞いておるところでございます。簡単にいいますと以上が15ページの説明となります。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方ございませんか。

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、2点質疑させていただきます。

1点目は、23ページの電算事務委託料ということなんですけれども、これも、歳入のほう

でも1,251万3,000円が計上されていて、この中での電算事務委託料1,046万8,000円が計上されているんですけども、これは何人分で何回分なのか。隣の市によりますと、報道によりますと、1万8,000人で2回接種する想定で予防接種、台帳システムの改修など550万円というふうに報道されているんですけども、当町の場合は1,000万円ということで委託料が出ているんですけども、この内容についての答弁を求めます。

あと、2点目、38ページの社会教育総務費の中で、社会教育施設長寿命化事業ということで5,042万1,000円出ているんですけども、この中で工事請負費が4,688万5,000円と出ているんですけども、これも、説明では老人ホーム改修長寿命化ということで、老人センター改修費用ということで、長寿命化の費用ということで説明をいただいたと思うんですが、これは老人センターというと、町民センターを解体することによる図書室の移転ということでお伺いしているんですけども、今回最初からなぜこういう長寿命化が今の補正で5,000万円も出てくるのか、緊急性があるのかどうかを含めてどういうところを直していこうとしているのか、この2点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

それでは、ただいまの質問にご説明させていただきます。

まず、電算事務委託料でございますけれども、こちらにつきましてはシステム改修の委託料でございます、トータル説明させていただきますと、ほかのトータル予防接種事業1,251万3,000円と絡みますので、そちらも含めて説明させていただきます。

まず、こちらにつきましては予診票ということで、印刷製本費70万1,000円を見込んでおるわけでございますけれども、こちらにつきましては一応予診票の印刷ということで、一応3,600部のほうを予定をしております。それと、続きましてこちらのその下のクーポン券輸送費ということで134万4,000円を見込んでおるわけでございますけれども、こちらにつきましては、1,600人×84円ということでクーポン券の輸送費の予算を見込んでおります。そちらに対してのシステム改修ということで、この電算委託料が1,046万8,000円を見込んでおるわけなんですけれども、そちらのクーポンとかのシステム改修によりまして、システム改修の電算でクーポン券を印刷していただくような格好になると思うんですけども、1,600人分を一応見込んでおるということにうちのほうはなっております。

以上でございます。

瀧本攻議長

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、工事の内容というようなものだと思いますが、社会教育施設長寿化事業ということで、図書室が移転する社会教育施設ですが、現在、本年度の当初予算でお認めいただいた図書室移転工事の実施設計を現在進めているところでございます。本年度予算化しております図書室の移転工事では、雨漏りや施設の傷みはある程度確認させていただいておりましたが、1階の図書室の改修は最小限の改修予定で、2階や屋上、施設の機械設備、トイレなどは実施の予定ではございませんでした。

町民センターの雨漏りや老朽化に伴う取り壊し等もございまして、公民館や生涯学習施設の建物本体や設備の点検も行いました。この中で、図書室を移転する老人福祉センターにおきましても点検いたしましたところ、建物全体の経年劣化による老朽化や設備の耐用年数が過ぎているものが多いことが分かりました。調査におきましては、現在図書室の実施設計をいただいている業者に施設の調査を行っていただきました。その結果、屋上の防水や屋上防水の設備、防水や設備などの老朽化が確認されましたことから、今回長寿化事業を計上させていただきました。

町民センターの取り壊しもあり、老人福祉センター2階の大会議室は、大人数で使える会議室としてや避難場所としての利用が増えるものと考えられることから、今後施設を長期的に安心・安全で快適に利用していただき、長寿化事業を行うことによりトータルコストの縮減を図り、効率的、効果的に維持管理していくため、工事や設備の更新を行い、施設の長寿化を図るものでございます。

それと、緊急性のお話があったと思います。本来ですと令和3年度の、確認させてもらった結果、令和3年度の当初予算に長寿化事業として予算計上するものかとは思いますが。ただ、図書室移転工事と同時に行うことが、休館期間の関係や休館期間などを考えても効率的で、全体の工事費も経済的に、経費等の関係もあり経済的に行うことができる、手戻り工事等も少ないと考え、この12月議会にて予算計上をさせていただきました。

以上でございます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

まず、1点目の電算事務委託料なんですけれども、僕の質疑は、電算委託料が1,046万8,000円かかっているけれども、これは新聞、隣の市の報道、新聞報道では、そのシステム改修に550万円、これは1万8,000人が2回接種と載っていますので、当町はこの1,046万8,000円って電算委託料で、そこら辺を含めて委託料が発生しているのか。だから、だったら当町は何人分、何回とかということがありえるんですか。隣の市は550万円で、こちらは1,000万円かかっているんで、そこら辺の差異について質疑を求めています。

あと、2点目の長寿命化事業なんですけれども、これは基本的には図書室が老人センターへ移るという時点で、本来でしたら、やっぱりもっと前に移っても大丈夫ですよということを確認して、そのときにもっと早く出すべきじゃないかなというふうに思います。だからそれ、今後、今回こういうことになるということで5,000万円が出たんですけれども、今後はこういうことはもっと早めに出すべきじゃないかなと思いますんで、その点についてと、あと、この予算、財源、そのほかということで出ているんですけれども、これはどういう予算を使用するのか、解体したときのあれから行くのか、このそのほかについて答弁を再度求めます。

以上、2点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

電算事務委託料の件についてご説明させていただきます。

電算事務委託料につきましては、隣の電算はどういうシステムになっとなるのかちょっと分かりませんが、うちのシステムにつきましては、システム改修の中で、クーポン券の支出だとかそういうものが全部この電算委託料の中でできるということで、うちのほうは伺っております。それで、こちらにつきましては、電算のほうの見積りのほうで計上させていただきまして、中で計上させていただきましたという格好になっています。予定といたしましては、先ほど説明させていただきましたとおり1万6,000人分を一応予定しております。予診票につきましては、2回分、2回予診票を発送する予定を今のところしております。

以上です。

瀧本攻議長

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

もっと前に予算計上、当初予算の計上時に確認すべきではということだと思いますが、議員のおっしゃるとおり、早い時期に確認すべきものであったかと思います。今後そのような形で努めていきたいと考えております。

あと、財源のほうのお話があったかと思いますが、財源は議員おっしゃるように今回の町民センター移転補償費を充当させていただいております。

以上でございます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

1点目だけなんですけれども、これ結局は僕が聞いたかったのは、質疑したかったのは、コロナのワクチンの改修費として出ていますもので、その内容はそうなんかなということ踏まえて、こちらも同じような費用が委託料として出ているのかなということで確認の質疑させてもらったんですけれども、答弁としましては、結局この事務委託料1,000万円については、印刷製本費、クーポン発送するための委託料ということで今答弁されたんですけれども、それで理解したらよろしいんですか。答弁を求めます。

瀧本攻議長

あと、いいですか、図書館の問題は。

15番 平野隆久議員

図書館はもういいです。

瀧本攻議長

いいですか。

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

ちょっと質問のあれがちょっとおかしいかも分からないんですけれども、システムの電算委託料というのは、システム改修費も入っております。

以上です。

瀧本攻議長

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

開会は1時からいたします。

(午前 11時 46分)

瀧本攻議長

休憩に引き続き会議を開会いたします。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

日程第9号の議案第81号、これについて質疑される方ありませんか。

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

歳出23ページ、お昼前にも質疑がありましたけれども、新型コロナワクチンの接種事業について、電算事務委託料、課長から説明があったんですが、この予診票と1,600人分の通信運搬費を除いたこの電算事務委託料についてなんです、この改修のシステムは、現在の例えば町民の人数分を改修するということで理解をすればいいんですかね。その点については説明がなかったんですが、詳しい説明は。その点についてお聞きします。

瀧本攻議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

ただいまの質問についてお答えします。

コロナのシステム改修につきましては、町民1人当たり2回接種を行うということで、クーポンを発送する予定になっておりますので、今のところその改修費用ということでクーポンも含めた改修ということになっております。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

ちょっと私もまだ理解ができていない状況なんですけど、これは既存の予防接種台帳等の、既存のこのシステムを改修ということなんですか。その既存の予防接種台帳なのか、どういうものの改修に、システム改修になるんですか。

瀧本攻議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

そのとおりでございます。既存のシステムを改修するということでございます。

以上です。

尾上壽一町長

議長、休憩もらえますか、ちょっと答弁の。

瀧本攻議長

ちょっと暫時休憩します。自席で。

(午後 1時 02分)

瀧本攻議長

宮地福祉保健課長から再度答弁を求めます。

(午後 1時 03分)

瀧本攻議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

すみません、失礼します。

先ほど午前中の答弁で、人数のほう1,600という答弁したんですが、ちょっとしたと思いますが、1万6,000の間違いでございます。えらいすみません。それで、町民1人当たり2回分

ということで、ちょっと答弁のほう間違っておりましたので、訂正させていただきます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

これで理解できました。はい、分かりました。

既存のシステムということですので、これは予防接種の台帳に特定した台帳のシステム改修になるんですか。それとも、定額給付金とかいろんな改修がありましたけれども、そういうものを使ったシステム改修ではなくて、予防接種事業に関してのシステム改修、既存の台帳のシステム改修ですか。最後ちょっとそれお聞きします。

瀧本攻議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

予防接種のための予防接種のシステム改修でございます。

以上です。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

瀧本攻議長

次に、日程第10 議案第82号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

瀧本攻議長

次に、日程第11 議案第83号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第12

瀧本攻議長

次に、日程第12 議案第84号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

瀧本攻議長

次に、日程第13 議案第85号 令和2年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

瀧本攻議長

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑が全て終了しました。

委員会付託表を配付しますので、自席で暫時休憩といたします。

委員会付託表を渡してください。

（午後 1時 06分）

瀧本攻議長

それでは、再開いたします。

（午後 1時 08分）

委員会付託

瀧本攻議長

お諮りいたします。

本日議題となっておりました案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり各担当委員会に付託することに決定いたしました。

なお、付託案件の審査については、明日12月9日水曜日は総務産業常任委員会、12月10日木曜日は教育民生常任委員会が開催ということであります。開催時間はいずれも9時30分からの開催となります。委員会の運営に当たっては、各常任委員会において取り計らってくださいますようお願い申し上げます。

瀧本攻議長

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 1時 09分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3 年 3 月 4 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 東 清剛

紀北町議会議員 平野隆久